

Q 1 令和8年7月1日付け埼教互第47号で配布されたチラシの枚数と所属の互助会員数が違いますが、連絡した方がいいですか。

A 1 各所属に一律で5枚配布しています。不足する場合はコピーするか、互助会HPで詳細を御覧ください。

Q 2 加入申込票は、どこに提出すればいいですか。

A 2 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21
一般財団法人埼玉県教職員互助会 互助福祉担当 に御提出ください。

Q 3 加入申込票は、所属所でとりまとめるのですか。

A 3 本募集の募集案内に返信用封筒を1枚同封しているので、お手数ですが所属所（事務室等）でとりまとめていただき、提出をお願いします。なお、A2の提出先に送っていただければ、返信用封筒でなくてもかまいません。

Q 4 すでに加入しており、そのまま継続したい場合は、何もしなくてよいのでしょうか。

A 4 自動継続となりますので、変更がなければ手続きの必要はありません。

Q 5 加入申込票の所属コードは何を記入すればよいですか。

A 5 所属所に振られた5桁のコードになります。分からない場合は、事務職員の方に御確認下さい。

Q 6 保険料の給与控除がある11月に育児休業となるが、どうすればよいのでしょうか。

A 6 11月の給与控除ができなかった方へ、互助会から振込依頼の通知をお送りします。通知に従って、振込手続きをお願いします。

Q 7 県費支弁職員以外（さいたま市の教員等）に該当しますが、振込依頼書はいつ送られてきますか。

A 7 9月下旬に所属所にお送りする予定です。同封の通知に従い、振込手続きをお願いします。

※事務職員の方には、お手数をおかけしますが、御協力をお願い申し上げます。